

要 望 書

全国市議会議長会指定都市協議会は、新型コロナウイルス感染症対策の要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

令和3年2月

全国市議会議長会
指定都市協議会
会 長 岩 井 雅 夫
(千葉県議会議長)

新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、再び緊急事態宣言が発せられた。

現在、政府においては、新型コロナウイルスワクチンの2月下旬からの接種開始に向けた体制の整備が進められている。

全国20の指定都市は、政府の指示に基づき、新型コロナウイルスワクチンの接種を3月下旬までに高齢者向け優先接種から開始できるよう、体制整備に早急に取り組んでいる。指定都市には優先接種の対象となる高齢者も多く、身近な地域において接種体制を構築する必要があるなど、経費や事務作業を含め過大な負担が生じることが大きく懸念され、国からの財政措置を含む支援が必要である。

また、指定都市は、感染症対応の最前線である保健所や地方衛生研究所を有し、医療機関も集積する地域医療の拠点としての役割を担っていることから、指定都市が柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できるか否かが感染症対策の成否、ひいては全国的な感染症収束への鍵となるとも考えられ、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）において極めて限定的となっている指定都市の事務・権限を含め感染症対策の在り方の見直し等が必要である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の措置

(1) ワクチン接種経費の全額国費負担

ワクチンの接種費用については、全国統一の単価により、国の負担により実施する方針が示されているが、地方自治体によって、人件費や会場費、輸送費、保管費等、必要な経費は異なる。特に、人口規模の多い指定都市にあっては、十分かつ迅速な接種機会を確保するために必要な接種会場数及び接種に従事するスタッフ数は膨大なものとなる。ワクチンの接種は、厚生労働大臣の指示に基づき、国の負担により実施するものであることを踏まえ、必要な経費については、地方自治体の負担が生じないよう、全額国費による財政措置を講ずること。

(2) ワクチン接種の実施に係る措置

ワクチン接種の実施主体となる市町村は、人口が集中する指定都市から人口数百人の村まで存在し、接種対象者数や自治体面積、医療資源の状況等、接種に当たっての条件が地方自治体ごとに大きく異なる。とりわけ、人口規模の大きい指定都市では膨大な事務作業が想定されることから、ワクチン接種の実施に当たっては、地域の特性に応じた体制や柔軟な事業執行が可能となるよう、各地方自治体の意見を踏まえ、国の責任において、事業スキームを構築するなど必要な措置を講ずること。

また、ワクチン接種に関しては、地元医師会による医師・看護師の膨大な応援体制が必須であることから、国から日本医師会に対して格別な協力が得られるよう要請すること。

(3) ワクチンの安定的な供給及び適切な分配

ワクチンについては、国の責任において安定的な供給を行うとともに、供給の時期や量について速やかに情報提供を行うこと。また、ワクチンの分配については、現在想定されているワクチンがいずれも2回の接種が必要であることを踏まえ、診療所等医療機関及び集団接種を行う地方自治体への適切な分配が可能となるよう最小流通単位等、各メーカーのワクチンの特性を考慮した、柔軟な実施方法等を検討すること。

さらに、特に人口の集中する大都市においては、効率的なワクチンの供給・接種体制を確保・構築する必要があるため、ワクチン流通等の調整に関する道府県の権限を希望する指定都市に移譲すること。

2 感染症対策の在り方の見直し

(1) 感染症対策の仕組みの再構築

飲食店への営業時間の短縮要請について、給付金と罰則をセットで、より実効的な措置がとれるよう、特措法の改正について議論されているところであるが、新型コロナウイルス感染症や今後の新たな感染症への備えを万全にするため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び特措法における国と地方の役割分担や事務権限について、指定都市などの意見も踏まえ、引き続き検証を行い、明確にすること。

特に、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況下にあつて、保健所や地方衛生研究所を設置する指定都市が所在する道府県の果たす役割はその他の県とは異なる。そのため、指定都市の役割が重

要となるが、感染症法には設けられている指定都市の権限に関する特例が特措法には設けられていないことから、指定都市の事務・権限は極めて限定的となっている。

このことから、特措法に基づく道府県知事の権限を、希望する指定都市に財源と併せて移譲できるようにするなど、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できる仕組みを構築すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の指定都市への直接交付等

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、更なる増額や対象事業の拡充を図るとともに、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるようにすべきである。指定都市が直接交付の対象となることで、道府県の負担軽減にもつながることから、指定都市を直接交付の対象にすること。

また、地域の医療機能を確保・維持するため、重点・協力医療機関以外であっても必要な支援が行き届くよう、更なる財政措置の充実を図ること。